

飯田女子短期大学と愛知大学との連携協力に関する協定書

学校法人高松学園飯田女子短期大学（以下「甲」という。）と、学校法人愛知大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に教育研究、社会貢献等における連携協力を推進し、もって両大学の教育研究等の発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携協力する。

- （1）学生の教育、研究及び交流に関すること
- （2）共同研究の推進に関すること
- （3）シンポジウム等の共同実施に関すること
- （4）教職員の相互交流に関すること
- （5）教育研究施設等の共同利用に関すること
- （6）その他両大学が協議して必要と認めた事項

（連携協議会）

第3条 本協定の運用及び前条の連携協力事項の円滑な推進のため、飯田女子短期大学・愛知大学連携協議会（以下「協議会という。」）を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は2年とするものとする。ただし、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとする。

（その他）


第5条 本協定に定めのない事項について必要がある場合は、協議会において定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

平成27年9月2日

甲 学校法人高松学園
飯田女子短期大学長

乙 学校法人愛知大学
愛知大学長

高松彰亮 

佐藤元彦 